○播磨町立小学校及び中学校における学校給食の実施に関する規則

令和4年8月24日教育委員会規則第5号

播磨町立小学校及び中学校における学校給食の実施に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、学校給食(播磨町立小学校及び中学校(以下「播磨町立学校」という。) に係るものに限る。以下同じ。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、播磨町学校給食費に関する条例(令和4年条 例第16号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(学校給食の実施回数)

第3条 1会計年度当たりの学校給食の実施回数は、播磨町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める基準に基づき、校長が定めるものとする。

(学校給食の提供の申込み等)

- 第4条 学校給食費負担者は、学校給食の提供を受けようとするときまでに、条例、播磨町学校 給食費に関する条例施行規則(令和4年規則第37号)及びこの規則の規定並びに教育委員会が 別に定める契約内容(以下「契約内容」と総称する。)に同意する意思を示した書面(以下「学 校給食提供申込書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 学校給食費負担者が学校給食提供申込書を提出していない場合において、当該学校給食費負担者に係る学校給食の対象となり得る者が学校給食の提供を受けたときは、当該学校給食費負担者が契約内容に同意したものとみなす。
- 3 教育委員会は、前項の規定が学校給食費負担者に適用されたときは、当該学校給食費負担者に対し、前項の規定が適用されたことを通知するものとする。

(学校給食の停止)

- 第5条 教育委員会は、学校給食の対象となり得る者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該各号に定める期間について、当該者に対する学校給食の全部又は一部を停止するものとす る。
 - (1) 食物アレルギー等の疾患により牛乳 (調理に用いるものを除く。以下同じ。)、パン又 は学校給食の全部を摂取することができないことについて、医師の診断を受けているとき これらを摂取することができない期間
 - (2) 5日(学校給食を実施しない日を除く。)以上連続して学校給食の提供を受けられない場合であって、学校給食実施予定日(学校給食物資の発注対象となっている日をいう。以下同じ。)の7日(学校給食を実施しない日を含む。)以上前に学校給食費負担者から教育委員会に対して次項の規定による申請があったとき 当該申請により停止を希望する期間のうち教育委員会が特に必要と認める期間
 - (3) その他教育委員会が必要と認めるとき 教育委員会が必要と認める期間
- 2 学校給食費負担者は、前項の規定により学校給食の停止を希望するときは、学校給食の停止

を希望する理由を証する書類を添えた播磨町学校給食停止申請書(様式第1号)を学校を経由 して教育委員会に提出しなければならない。

3 学校給食費負担者は、第1項の規定により学校給食を停止されている期間内において、当該 停止に係る理由が消滅したときは、播磨町学校給食再開届(様式第2号)を学校を経由して教 育委員会に提出しなければならない。

(学校給食の終了)

- 第6条 学校給食費負担者は、学校給食の対象となり得る者が次のいずれかに該当する場合において、当該者に対する学校給食の提供を終了させようとするときは、当該終了させようとする学校給食実施予定日の7日(学校給食を実施しない日を含む。)以上前に、播磨町学校給食終了届(様式第3号)を学校を経由して教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 播磨町立学校以外の学校に転学するとき(転学前において播磨町立学校に登校する見込みがないときを含む。)。
 - (2) その他町長が特別の理由があると認めるとき。

(学校給食の中止)

- **第7条** 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、学校給食の全部又は一部を中止することができる。
 - (1) 臨時休業(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定により臨時に学校の全部若しくは一部を休業すること又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条(同令第79条において準用する場合を含む。)の規定により臨時に授業を行わないことをいう。)を実施したとき。
 - (2) 天災地変その他やむを得ない理由により学校給食を実施することが困難であると認められるとき。

(補則)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

年 月 日

播磨町教育委員会 様

学校給食費負担者(申請者)

住 所 氏 名 電話番号

播磨町学校給食停止申請書

次の者について、播磨町立小学校及び中学校における学校給食の実施に関する規則 第5条第2項の規定により、次のとおり学校給食の停止を申請します。

	学 校 名	播磨町立	学校	学年等	年	組		
停止の対象と	フリガナ							
なる者の氏名等	氏 名							
	該当する番号に○をつけてください。							
停止する学校給食	1 牛乳	1 牛乳						
行业する子权和及	2 パン							
	3 学校給食の全部							
	該当する番	号に○をつけてく	ださい。					
停 止 理 由	1 食物アレルギー等の疾患があるため。							
	2 5日以上連続して学校給食の提供を受けられないため。							
	3 その他	()		
/台 (L. 孝, 台) (10 BB	【開始】	年	月	日から				
停止希望期間	【終了】	年	月	日まで				
法 / + **	□ 学校生活管理指導表等食物アレルギーの内容が把握できる書類							
添付書類	□ その他	()			

- 1 この申請書は、対象者1人につき1枚を記入してください。
- 2 停止理由が3の場合は、校長の意見書の添付が必要になる場合があります。
- 3 学校給食の停止期間内に学校給食を停止する理由が消滅したときは、播磨町学校給食再開届 (様式第2号)により届け出てください。
- 4 停止決定期間中に町内で転校した場合は、停止解除となります。転校先の学校でも停止を希望する場合は、改めて播磨町学校給食停止申請書(様式第1号)により申請してください。

	学校記入欄	町記入欄			
学校受理日	停止理由1の場合	停止理由2の場合	停止理由1の場合		
	□ 毎日	理由種別	□ 学校が対象者に交付した「播磨町学校給食		
	□ アレルギー食材	□ 長欠 □ 入院	食物アレルギー対応内容の決定について		
	を含む献立の日	□ その他	(通知)」の写しの受理 ※申請時に未受		
	のみ	()	理の場合は、後日必ず要求すること。		

播磨町教育委員会 様

学校給食費負担者(申請者)

住 所 氏 名 電話番号

播磨町学校給食再開届

次の者について、播磨町立小学校及び中学校における学校給食の実施に関する規則 第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

	学 校 名	播磨町立	学校	学年等	年	組
学校給食を停止して	フリガナ					
いる者の氏名等	氏 名					
再開する学校給食	該当する番号に○をつけてください。 1 牛乳 2 パン 3 学校給食の全部					
再 開 希 望 日		年	月	日から		

1 この申請書は、対象者1人につき1枚を記入してください。

	学校記入欄	町記入欄
学校受理日		

播磨町教育委員会 様

学校給食費負担者(申請者)

住 所 氏 名 電話番号

播磨町学校給食終了届

次の者について、播磨町立小学校及び中学校における学校給食の実施に関する規則 第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

					学	校 名	播磨町立	学校	学年等	年	組
学校給食を終了		フ!	リガナ								
さ・	せる	者の	氏名	等	氏	名					
学	校	給	食	の				年	月		В
提	供	終	了	日				4-	Л		н
終	7		理	由	1 =	播磨町 Z学校に → 1 に 〇 転学日	登校する見込み をした場合は、	でください。 学校に転学するた がない場合を含 次も記入してく 年 月	む。)。 ださい。	であっても 指 日	番磨町

- 1 この申請書は、対象者1人につき1枚を記入してください。
- 2 学校給食実施予定日(学校給食物資の発注対象となっている日をいう。以下同じ。)の7日 (学校給食を実施しない日を含む。)以上前のご提出が確認できない場合は、学校給食費をご 負担いただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

	学校記入欄	町記入欄
学校受理日		